

特別区の基礎を知ろう

都区

知ってとくする話

東京23区のおいたち  
-東京大都市地域の自治史-



公益財団法人 特別区協議会

# もくじ

## その一：歴史をたどる

- 制度と地域の移り変わり ————— 2

## その二：「特別」への行路

### 1. 多様な制度

- (1) 新制度のはじまり ————— 4
- (2) 過渡期の制度 ————— 6
- (3) 旧制度の幕引き ————— 8

### 2. 三府・三市の特例

- (1) 最初の地方自治制度 ————— 10
- (2) 体系的地方自治制度の導入 ————— 12
- (3) 制度の手直し ————— 14

### 3. 東京のみの特例

- (1) 戦時体制への移行 ————— 16
- (2) 民主化改革 ————— 18

## その三：自治の拡充に向けて

- ～地方自治法下の改革～ ————— 20

### 1. 自治権拡充運動のはじまり

### 2. 復権運動の展開

- (1) 「市」と同等な自治体へ ————— 24
- (2) 法的な位置づけの確立 ————— 26

### 3. 大都市自治の新たな時代へ

## その四：いま、そしてこれから

### 1. 特別区のいま ————— 28

### 2. 運動を支える構想 ————— 30

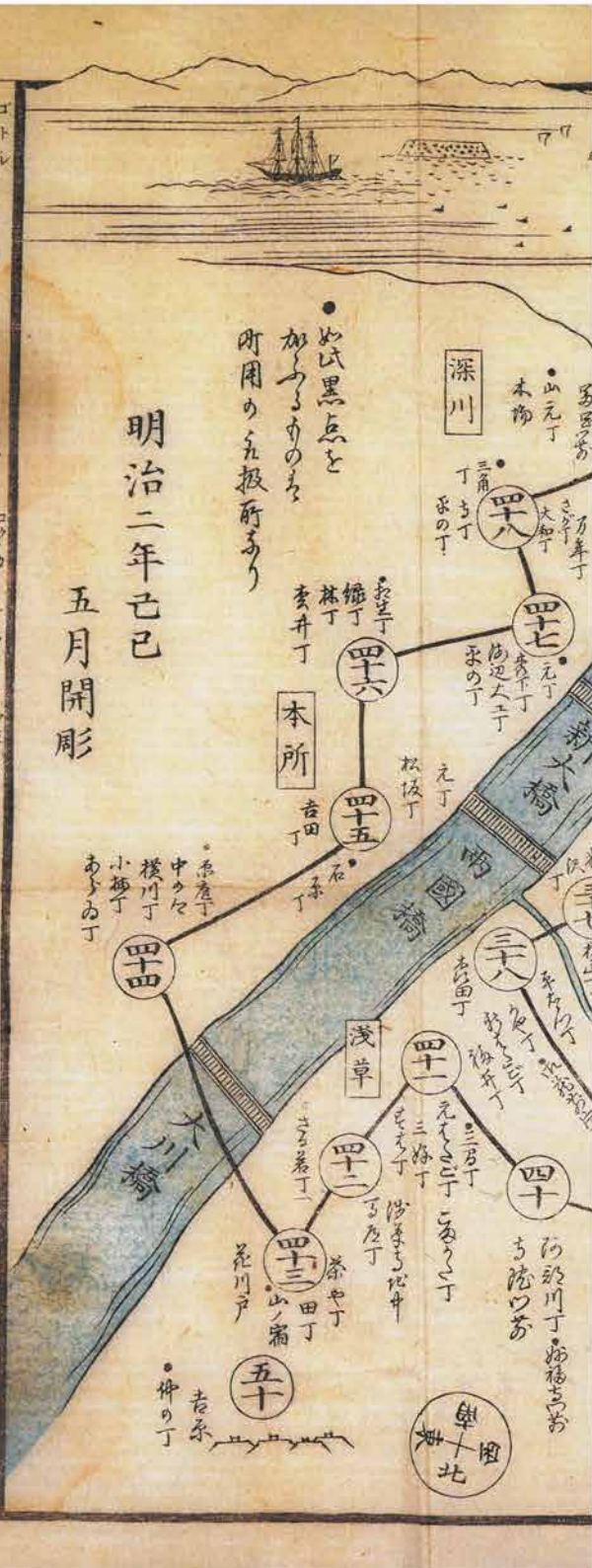
### 3. 東京大都市地域のゆくえ ————— 30

## ◆ 資料等

- 区の区域および名称の変遷 ————— 32

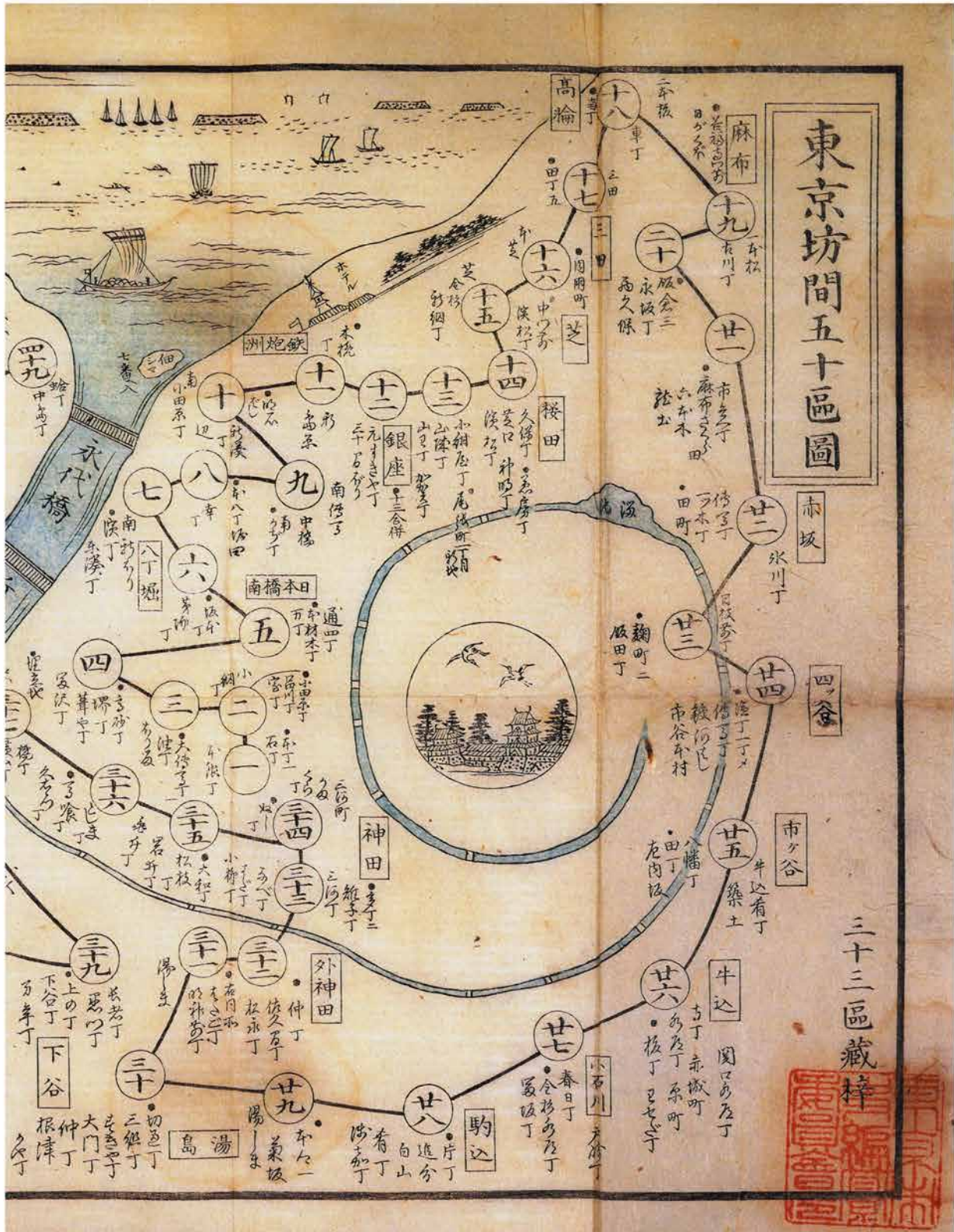
- 参考文献 ————— 33

明治二年己巳五月開彫



〈表紙〉 朱引図(7頁)

〈裏表紙〉 東京市役所と東京府庁〔『主婦之友第16巻第9号』1932(昭和7)年発行付録はがき〕



東京坊間五十區圖

三十三區藏梓

↑東京坊間五十區圖〔東京都公文書館 所蔵〕（五十区については、6-7頁をご覧ください。）

# その一：歴史をたどる

## 制度と地域の移り変わり

①郡区町村制施行  
1878(明治11)年7月

### 東京府



②三多摩合併  
1893(明治26)年4月

### 東京府



# 年表

西 暦	19世紀				20世紀						
	1868	1878					1912	1926			
元 号	明治				大正			昭和			
	元年	11年	20年	30年	40年	44年	元年	10年	元年		
移り 変わ り	自治制度	三新法			市制町村制		市制			町村制	
	東京都										
	東京府	東京府 *三多摩編入									
	東京市	東京市									
区	50 番組	大区 小区	15区								

**明治5(1872)年12月2日までの日付は、太陰暦を用いています。**

太陽暦採用(明治5年12月3日を明治6年1月1日とする)までの年月日は、日本暦を主とし、西暦とは1か月前後の違いがありますが、大部分を含む西暦年を参考に( )に入れました。また、明治6年以降は、西暦を主とし日本暦の元号年を( )で示してあります。



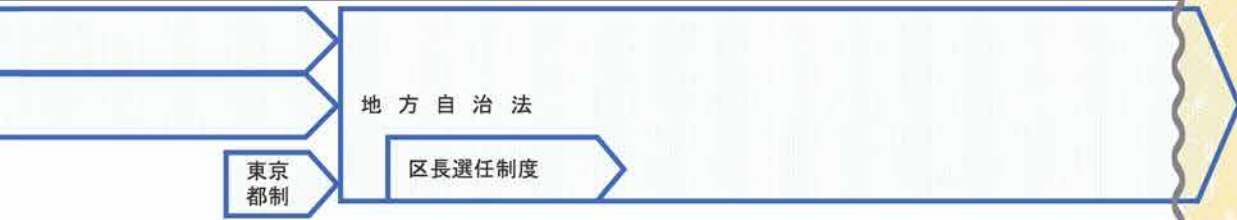
**③大東京市の誕生**  
1932(昭和7)年10月



**④特別区の誕生**  
1947(昭和22)年～



										<b>21世紀</b>	
1947					1989			2000			
										平成	
10年	18年	20年	22年	30年	40年	50年	60年	元年	10年	12年	



# その二：「特別」への行路

## 1. 多様な制度

[慶應4年・明治元(1868)年～1878(明治11)年]

### (1) 新制度のはじまり

[慶應4年・明治元(1868)年～明治2(1869)年]

#### ◆ 新旧制度の混在

大政奉還のあと新政府は、慶應4(1868)年閏4月21日に「政体を定む」とする文書を太政官より発し、府と藩と県からなる地方制度をつくりました。府藩県三治制と呼ばれるものです。

続く閏4月24日には、箱館府が置かれ、翌25日には京都府・大津県・笠松県と順番に県が置かれていきました。

府 県	知府事 知県事	旧幕府の直轄地に 新たに設置
藩	諸侯	旧藩主のまま

#### ◆ 東京府の誕生

同年7月17日になって、東京府が設置されました。この日は、江戸を東京と改称する詔みことりが出された日でもあります。一か月後の8月17日には、東京府庁が江戸城幸橋門内の旧郡山藩邸(柳澤邸)に開かれ、9月2日に江戸町奉行所から市政裁判所に引き継がれていた事務が東京府に移りました。

数日後の9月8日には年号が明治に改まり、10月13日に東京府知事烏丸卿からすまるきょうらが出迎えるなか、東京城と改称された旧江戸城に明治天皇が入りました。



(参考文献4, 50巻, 9-13頁)

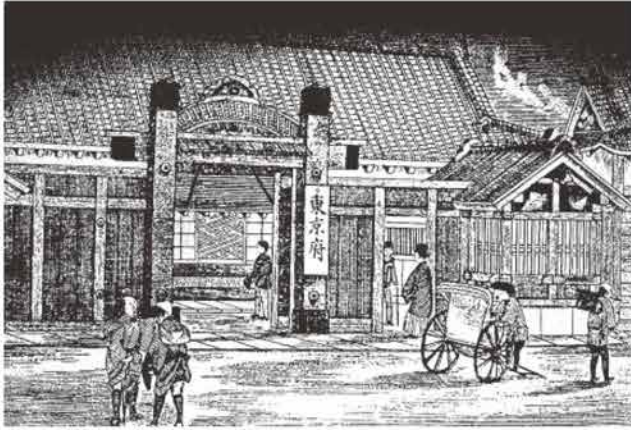
<職制> [明治元(1868)年9月現在]

- 知事,判府事,権判事,書記,筆生
- 東京府市政局  
聴訟方,断獄方,庶務方,社寺方,出納方,  
記録方,捕亡方,匠作方,人馬方
- 東京府司農局  
租税方,庶務方,営繕方,駅通方,記録方
- 員外  
執次,使丁,門番

断獄方は、刑事裁判を取扱っていたそうだよ。

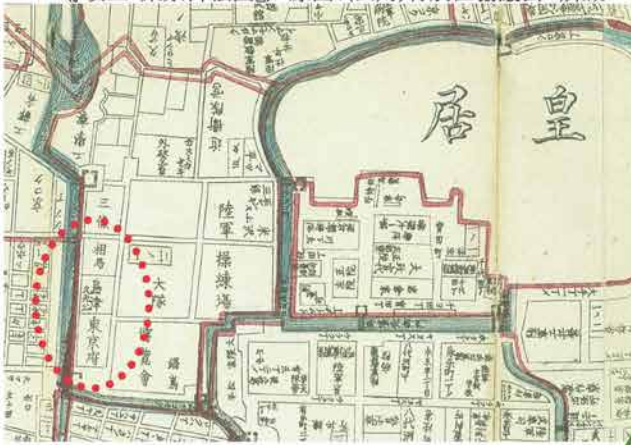


<職員数> 354人 [明治2(1869)年6月現在]



↑ 最初の東京府庁(参考文献4, 50巻,12-13頁)

↓ 幸橋門内内幸町の旧郡山藩邸(柳澤邸)に開かれました。  
 (『改正 東京御絵図』原図:(公財)特別区協議会 所蔵)



↑ 庁舎新築後、1894(明治27年)に移転した東京府庁

(『東京市15区分内区図1911(明治44年)』原図:(公財)特別区協議会 所蔵)



↑ 初代東京府知事 <sup>からすまる みつね</sup> 烏丸 光徳

慶應4(1868)年5月11日に江戸府が設けられ、同24日に元三等陸軍将烏丸光徳が長官に任命されました。

この江戸府は、実際上の府務を開始しないうちに廃止されましたが、同年7月17日に東京府が設置されたとき、改めて東京府知事に任命されました。

(『東京府史 行政篇』第1巻口絵)



↑ 新築の東京府庁舎

府会議長の提案により、1889(明治22)年に着工し、5年後に落成しました。

(『東京府史 行政篇』第1巻口絵)

## (2) 過渡期の制度

[明治 2(1869)年～明治 4(1871)年]

### ◆ 藩と府の改変

明治 2(1869)年 6 月 17 日に版籍奉還が行われ、諸侯となっていた旧藩主は領地と領民を返上し、新たに知藩事に任命されました。さらに翌月 17 日には、太政官の布告により京都府・東京府・大阪府の三府以外の府はすべて県に改められました。

### ◆ 東京市中の再編 —50 番組制

文政元(1818)年以来、江戸の「市中」(御府内)は絵図面上の朱色の線(朱引<sup>しゅびき</sup>)によって定められていました。明治 2(1869)年 3 月 10 日、東京府はこの「市中」の町々を支配していた名主を廃止し、翌日、中年寄<sup>なかどしより</sup>と添年寄<sup>そえどしより</sup>を任命することにしました。そして数日後の 16 日には、それまでであった 982 町を一番組から五十番組までの 50 区に再編しました。

区ごとに中年寄と添年寄を置いて町用取扱所を設け、5 区ごとに中年寄のなかから中年寄世話掛<sup>せわかかり</sup>を任命し、さらにそのうちの 2 名を中年寄世話掛肝煎<sup>せわかかりきもいり</sup>にしました。「旧弊一洗いたし、上下之情実相貫候様<sup>そうろうよう</sup>」と申し付けています。

4 月に入ると、番組ごとに戸数人口調査が行なわれ、中年寄世話掛と同肝煎の連名で調査結果が報告されました。

朱引より外の「地方<sup>じかた</sup>」については、同年 4 月 3 日に中年寄とそれを総括する大年寄を任命し、翌月 8 日には 190 町 89 村を再編して一番組から五番組までの 5 区を定めました。

	<b>【東京朱引内市中】</b>
	戸数：120,606 軒 人：503,703 人

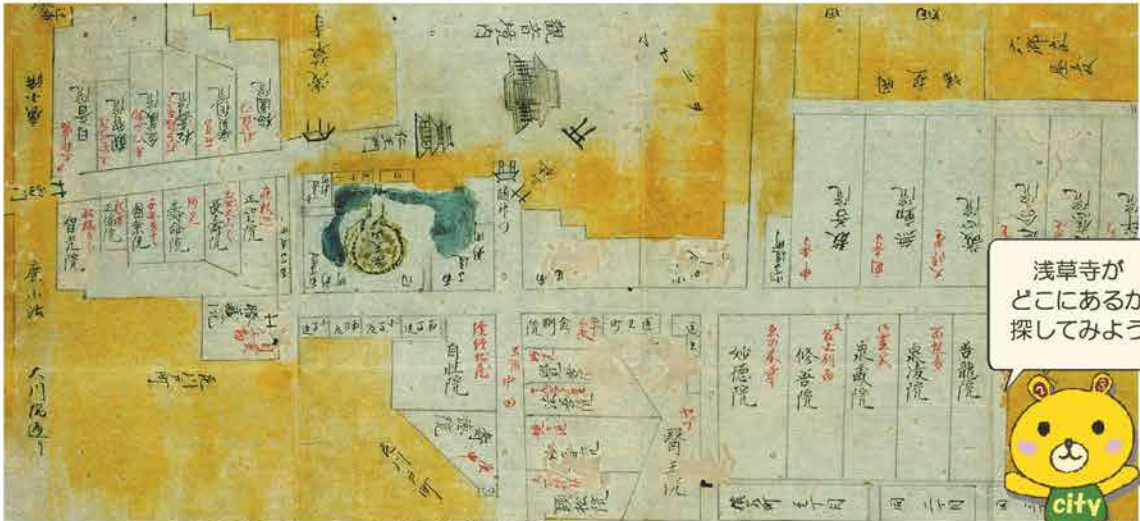


(参考文献 4, 50 巻, 576 頁)

明治 3(1870)年 10 月 20 日に、府内区分の年月・区数・町役人と担当範囲について、至急回答するようにと、民部省から問い合わせがあり、次のような回答が同月 29 日にされています。

「お問い合わせの趣旨は分かりました。この区分は、昨年 3 月に、市中については、人口約 1 万人を目安として 50 区に区分し、区ごとに中年寄 1 名と添年寄 1 名を置き、広い区は縦 20 町余横 10 町ほど、狭い区は 4 町四方となっています。[…]



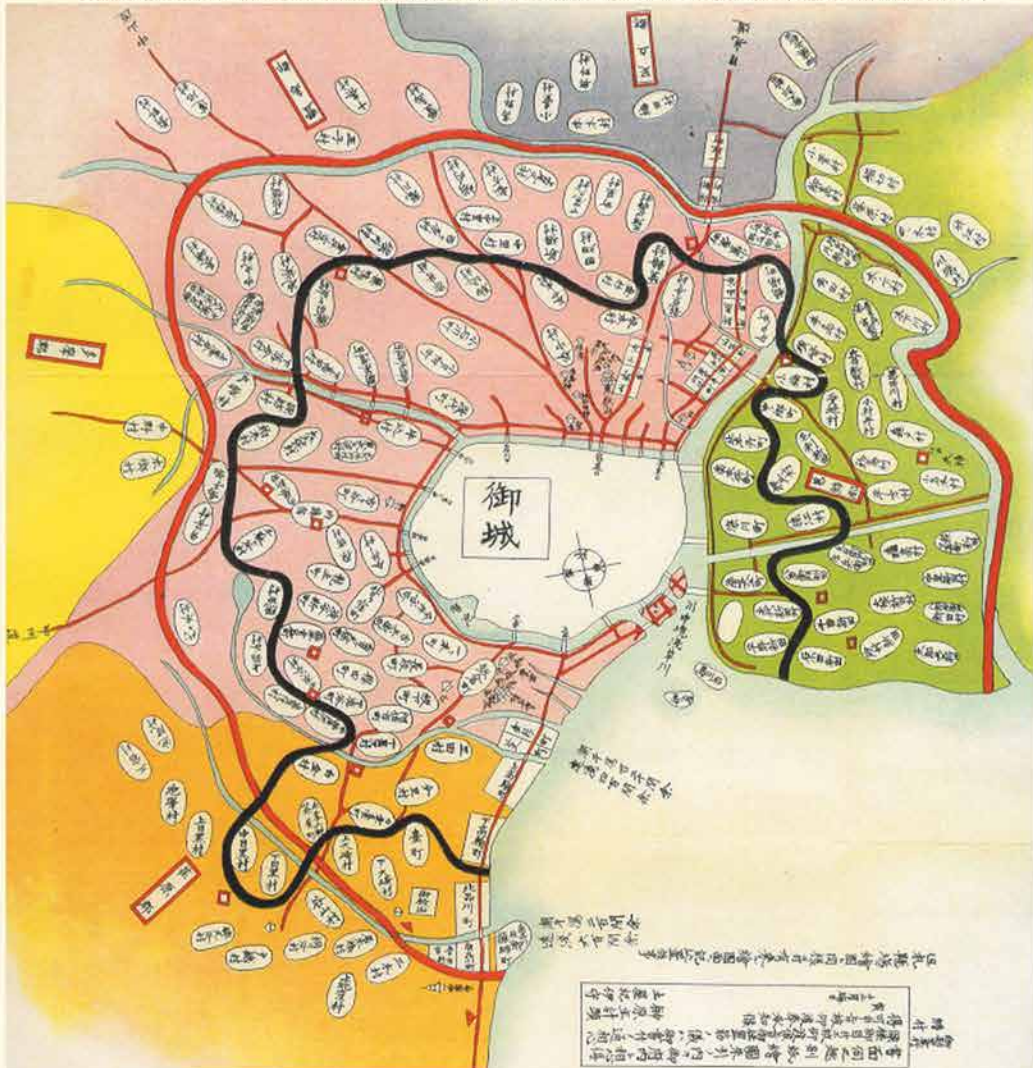


浅草寺が  
どこにあるか  
探してみよう



↑ 五十番組地図(四十二番組,浅草寺周辺) 原図:(公財)特別区協議会 所蔵

↓ 朱引図 『東京府史 行政篇』1935(昭和 10)年第 1 巻口絵 原図:東京都公文書館 所蔵  
朱色線の内側が御府内(江戸)とされ、黒色線の内側が町奉行の管轄の範囲でした。



### (3) 旧制度の幕引き

[明治 4(1871)年～1878(明治 11)年]

#### ◆ 藩の廃止

明治 4(1871)年 7 月 14 日、「今さらに藩を廃し県となす」との詔<sup>みことのり</sup>により、政府は「藩を廃し県を被置候事<sup>おかれそうろうこと</sup>」と布告しました。世にいう廃藩置県です。

これにより、性格を変えながらも存続してきた江戸時代の藩が姿を消し、三府と県からなる制度ができました。さらに、同年 11 月 2 日には、県知事は県令<sup>けんれい</sup>に改められました。

#### ◆ 東京府下の区画の改変—大区小区制

廃藩置県に先立つ明治 4(1871)年 6 月 9 日、東京府は朱引外を 6 大区 25 小区に、同 13 日に朱引内を 44 区に分けました。ところが、同年 8 月には「朱引内外の区分に差あるは、行政上の支障少なからざりしため」と、朱引外の 25 小区の名称を、朱引内の 44 区に続けて第 45 区から第 69 区に改めました。

明治 4(1872)年\*11 月 28 日には、さらに区の改正を行い、府下を 6 大区 97 小区に分けて戸長と副戸長を置き「朱引内外を通して大区小区の制を確立」しました。

1873(明治 6)年 3 月 18 日に区割りの変更が行われ、朱引内は一大区から六大区、朱引外は七大区から十一大区の 11 大区制になりました。

現在の区長のルーツをたどっていくと、大区に置かれた大区御用掛や戸長世話掛といった役職にさかのぼります。



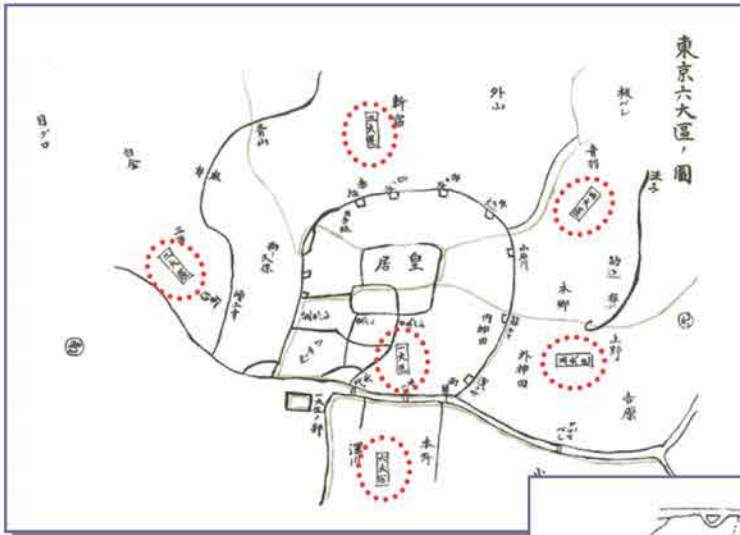
(参考文献 12, 4 巻,  
375-376 頁, 419-420 頁)

廃藩置県後の明治 4(1871)年 10 月 28 日に「府県官制を定む」として、府の知事を三等官に、県の知事を四等官に位置づけています。〔明治 4(1872)年\*11 月 27 日の「府県官等を定む」では、県の知事の名称が令<sup>かみ</sup>に改まります〕

府と県では首長の位に差があったのです。

三等官である府知事は勅任官の扱いになり、奏任官である四等官の県令とは、1 等級の差にとどまらない高い地位を与えられていました。

\* 太陰暦(明治 5 年 12 月 2 日まで)を用いているため、西暦が異なります。(3 頁参照)  
太陽暦採用後は、西暦(元号)の順に記述しています。

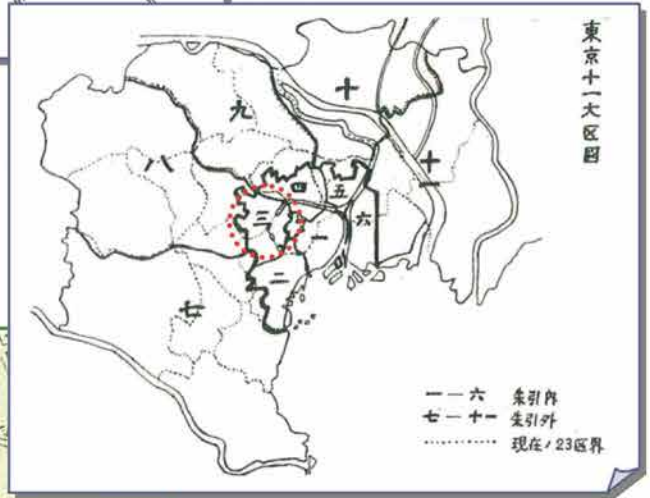


← 東京六大区ノ図  
(参考文献 4, 52 巻, 530-531 頁)



六大区から  
十一大区に  
なったよ

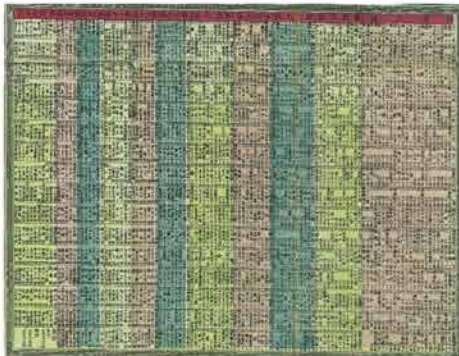
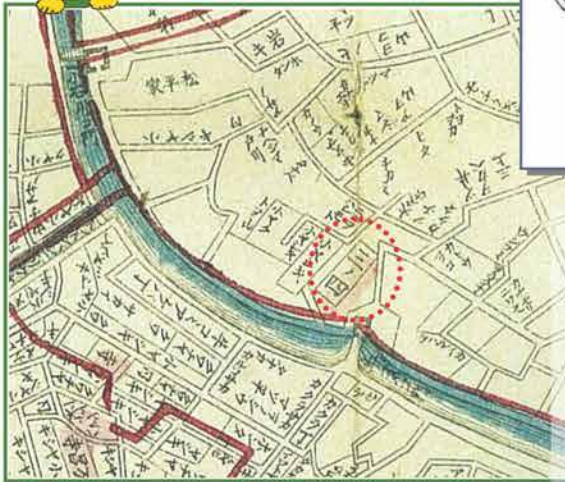
↓ 東京十一大区図  
(『東京府志料 1』口絵)



↓ 飯田橋周辺地図 (『改正 東京御絵図』)  
原図:(公財)特別区協議会 所蔵



現在の飯田橋にあたる部分を  
古い地図で調べてみると  
「三ノ四」と書かれているよ



第三大区									
町一	町二	町三	町四	町五	町六	町七	町八	町九	町十
永田町	永田町	永田町	永田町	永田町	永田町	永田町	永田町	永田町	永田町
二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目
三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目
山元町	山元町	山元町	山元町	山元町	山元町	山元町	山元町	山元町	山元町
十丁目	十丁目	十丁目	十丁目	十丁目	十丁目	十丁目	十丁目	十丁目	十丁目
九丁目	九丁目	九丁目	九丁目	九丁目	九丁目	九丁目	九丁目	九丁目	九丁目
八丁目	八丁目	八丁目	八丁目	八丁目	八丁目	八丁目	八丁目	八丁目	八丁目
七丁目	七丁目	七丁目	七丁目	七丁目	七丁目	七丁目	七丁目	七丁目	七丁目
六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目
五丁目	五丁目	五丁目	五丁目	五丁目	五丁目	五丁目	五丁目	五丁目	五丁目
四丁目	四丁目	四丁目	四丁目	四丁目	四丁目	四丁目	四丁目	四丁目	四丁目
三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目	三丁目
二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目
上五丁目	上五丁目	上五丁目	上五丁目	上五丁目	上五丁目	上五丁目	上五丁目	上五丁目	上五丁目
六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目
六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目	六丁目
二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目	二丁目

十一大区一覽を  
見ると、飯田橋  
(旧・飯田町)は、  
第三大区四小区  
だったことが  
わかるね。



## 2. 三府・三市の特例

[1878(明治 11)年～1943(昭和 18)年]

### (1) 最初の地方自治制度

[1878(明治 11)年～1889(明治 22)年]

#### ◆ 統一的な自治の区画へ

全国に置かれた大区小区の制度は、もともと戸籍事務の処理を目的としたもので、自治体として構想された制度ではありませんでした。また、住民の生活共同体の機能を果たしてきた旧来の町や村は、公認されないままでした。

高まりゆく自由民権運動のなか、<sup>おおくぼとしみち</sup>大久保利通の建議により、政府は 1878(明治 11)年 7 月 22 日に郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則(三新法)を布告し、はじめての統一的な地方制度をつくり、府県・町村は不完全ながらも自治体として歩みはじめました。

#### ◆ 新しい区の設定

区の設定は、郡区町村編制法で「三府五港その他人民輻輳<sup>ふくそう</sup>の地」とされ、その地域が広い場合は「区分して数区」とすると規定されていました。

三府の東京・京都・大阪は区分して複数区を置き、幕末に鎖国を解き開港した 5 港と、人びとが多く集まっている地域にそれぞれ 1 区が置かれました。

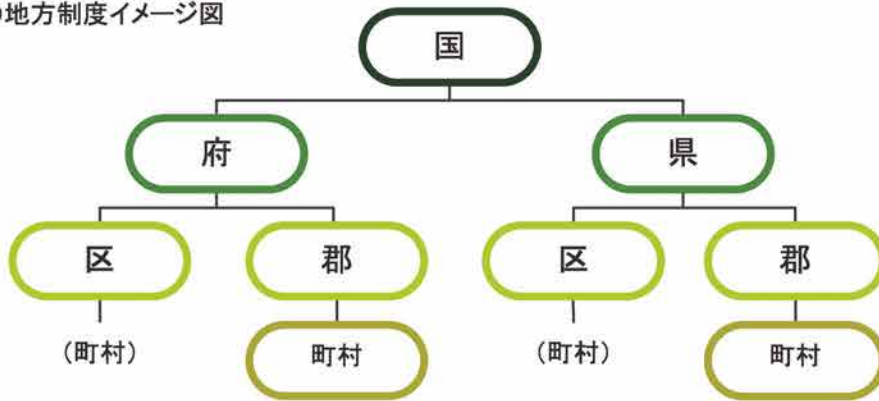
東京府では、1878(明治 11)年 11 月 2 日にそれまでの 11 大区 103 小区が廃止になり、市街地(旧朱引内)に 15 区と郷村地(旧朱引外)に 6 郡が置かれました。次いで、翌年 1 月 23 日には十五区会規則が定められ、公選の議会が開設されました。

東京の区は、その後さまざまな変遷をたどることになりますが、公選の区会は途絶えることなく今日まで引き継がれ、東京大都市地域の基礎的な自治体として機能し続けています。

3 府	東京 15 区、京都 2 区(上京・下京)、大阪 4 区(東・西・南・北)
5 港	横浜区 神戸区 長崎区 函館区 新潟区
人民輻輳の地	伏見区 堺区 名古屋区 金沢区 広島区 仙台区 岡山区 赤間関区 和歌山区 福岡区 熊本区 札幌区

※北海道函館区及び札幌区は 1879(明治 12)年に設置、京都府伏見区は 1881(明治 14)年に伏見郡伏見町となります。

↓ 最初の地方制度イメージ図



※「区内の町村は区長を以て戸長の事務を兼ねることを得」(第6条)により実態は区長が兼ねました。

↓ 15区6郡



15 区	6 郡
麹町区	荏原郡
神田区	東多摩郡
日本橋区	南豊島郡
京橋区	北豊島郡
芝区	南足立郡
麻布区	南葛飾郡
赤坂区	
四谷区	
牛込区	
小石川区	
本郷区	
下谷区	
浅草区	
本所区	
深川区	



郡区町村編制法は、全部で6つの条文だけという非常に簡素なものです。この法律の布告と同じ日に、法の施行順序に関する布達が出され、「三府及其他市街の区及各町村はその地方の便宜に従て町村議会又は区議会を開き」また「慣習の旧法を用ゆること勝手たるべし」といったように、地域の事情にとってもおおらかな対応をしていました。

## (2) 体系的地方自治制度の導入 [1889(明治 22)年～1911(明治 44)年]

### ◆ 市町村自治の成立

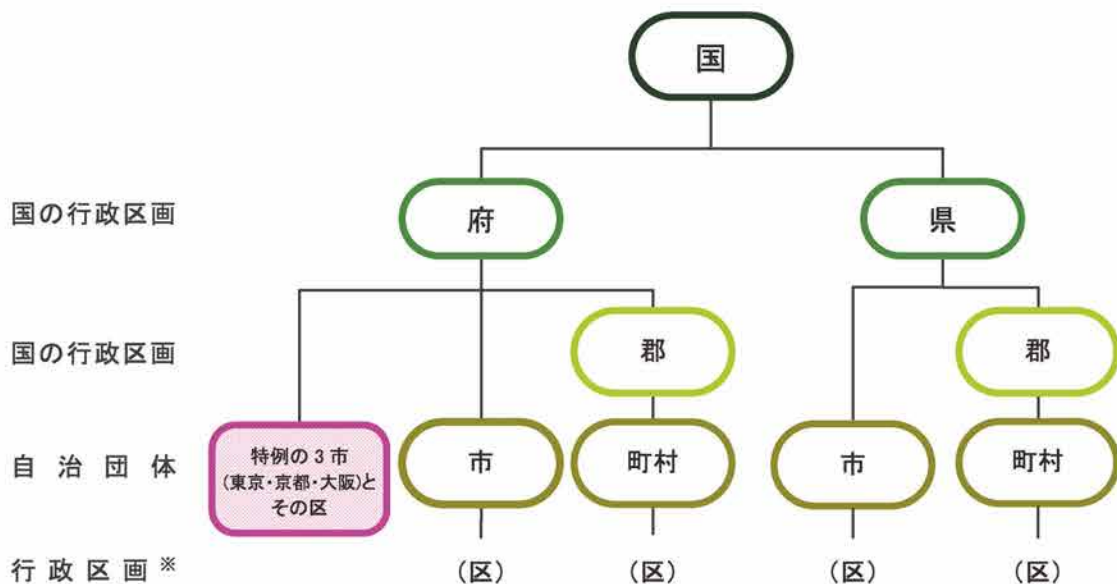
1888(明治 21)年 4 月に「市制町村制」が公布され、それまでの区は市に引き継がれて、市町村を基礎とする自治制度がはじまりました。また、市町村内の居住者は「住民」と「公民」に区分され、公民にのみ市町村政に参加する権利が与えられました。

### ◆ 名ばかりの東京市誕生

市街地が広いため、複数の区を置いた東京・京都・大阪については、市制の適用を除外することになっていましたが、政府は法律公布と同時に、全国一律に施行することにしました。このため、元老院から、特に「東京の如きはこれを数市に分ち」と、複数の市にすべきだとする強い反対意見が出されました。

翌年 4 月 1 日からの法律施行が迫るなか、三府には「従来<sup>げんろういん</sup>の区を存し」、区域全体に 1 市を置くものの市長・助役は置かず、その職務は府知事・書記官が行う等の特例法(市制特例)が公布されました。

こうして、1889(明治 22)年 5 月 1 日に東京府 15 区を市域とする東京市が発足しました。また、同年 7 月 8 日には東京市条例第 1 号として区会条例が公布されました。



※「処務便宜」のために置かれる区(市制第 60 条、町村制第 64 条)は任意設置

## ◆ 市制特例の廃止

1898(明治 31)年 6 月、「不完全なる自治制度を施行するは自治制度の精神と矛盾する」として市制特例の廃止法案が可決され、10 月 1 日から三市の特例が撤廃されました。特例廃止後の三市には「従来の区」や「従来の区会」が引き続き置かれることになりました。

後藤新平東京市長が、1922(大正 11)年に「東京市自治記念日」と決定したこの日は、1952(昭和 27)年 9 月 27 日に都条例で「都民の日」に制定されました。

### 【 三多摩の編入 】

1893(明治 26)年 4 月 1 日、神奈川県から西多摩郡・南多摩郡・北多摩郡の 3 郡 18 町 160 村が東京府に編入され、府域は約 2.3 倍に拡大し今日の都域の概容が整いました。



### モッセと市制町村制理由

内閣法律顧問アルバート・モッセ (Albert Mosse 1846 - 1925: ドイツの公法学者) は、明治政府に、立憲体制を実施するためには「憲法に先立って、国家の基礎となる地方制度の改革が必要」だと進言しました。

また、内務大臣山県有朋<sup>やまがたありとも</sup>を委員長とする地方制度編纂委員<sup>へんさん</sup>の一人として、府県・市町村にかかわる法案づくりに重要な役割を果たしました。

市制町村制は、市制(7 章 133 条)と町村制(8 章 139 条)の二つの部分からなる一つの法律で、公布に際して天皇の「上諭<sup>じょうゆ</sup>」が発せられたほか、立法趣旨の徹底をはかるために、長文の理由書が添付されています。

このモッセ起草とされる「市制町村制理由」は、わが国の地方制度を理解するうえで必読の書となっています。



(参考文献 11, 291 頁)

市制町村制は、市町村について「従来の区域を存してこれを変更せず」と定めていましたが、1888(明治 21)年 6 月の内務大臣訓令により町村合併基準が指示され、71,314 町村が 15,820 町村に整理されました。

訓令によると「独立自治の目的を達する」ため「資力なきもの」を合併して「有力の町村たらしめ」とされていますが、それだけではなく、新制度の施行準備にあたり「古来の沿革情誼<sup>じょうぎ</sup>を打破する」必要があったとされています。

### (3) 制度の手直し

[1911(明治 44)年～1943(昭和 18)年]

#### ◆ 市制町村制の全面改正

1911(明治 44)年 4 月 7 日に市制町村制の全面改正が行われ、市制と町村制の二つの独立した法律に分けて公布されました。

改正のポイント	
市町村の事務	1899(明治 32)年の改府県制に整合させ、市町村の法人格と「公共事務」「団体委任事務」「機関委任事務」の規定整備が行われました。
執行機関	市長を独任制とするなど市町村長の権限が強化されました。
市町村会	条例制定権の規定が整備され、会計の検閲・検査権が認められました。

#### ◆ 市制第 6 条の市の指定

この改正で、「勅令を以て指定する市の区はこれを法人とす。その財産及営造物に関する事務その他法令により区に属する事務を処理す。」との規定が定められましたが、実際には、東京・京都・大阪の 3 市以外に指定された市はありません。

#### ◆ 大東京市の誕生 -15 区から 35 区へ-

1922(大正 11)年 4 月の総理大臣公告により、東京の都市計画区域は、東京駅を中心に半径 10 マイル(約 16 km)内に包含される地域とされました。

次いで、1924(大正 13)年 4 月に臨時大都市制度調査会から、都市計画区域をもって帝都の区域とする答申が行われました。

東京市は、1932(昭和 7)年 10 月に北多摩郡千歳村と砧村を除く都市計画区域内の市隣接 5 郡 82 町村を編入し、新たに 20 区を置き、合計 35 区 530 万人の大東京市となりました。

なお、千歳村と砧村は、1936(昭和 11)年 10 月に世田谷区に編入されました。

#### 東京府の人口構成推移

単位：人

	東京府 a	東京市 b	隣接 5 郡	その他地域	b/a 比率
1920(大正 9)年	3,699,839	2,173,201	1,177,429	349,209	59%
1930(昭和 5)年	5,408,678	2,070,913	2,899,926	437,839	38%
1932(昭和 7)年	5,770,200	5,314,702	—	455,498	92%



【 東京都市計画区域（大東京市構想区域） 】



**COLUMN**  
東京市職員  
の  
俸給給料表

(参考文献7, 181頁)

市長	年俸	15,000 円以上 30,000 円以下
有給市参与	年俸	5,000 円以上 15,000 円以下
助役	年俸	5,000 円以上 15,000 円以下
収入役	年俸	3,000 円以上 7,000 円以下
副収入役	年俸	1,500 円以上 5,000 円以下

月俸者以外は年俸額 単位:円

種別	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
局長		10,000	8,000	7,000	6,000	5,000					
理事		8,000	7,000	6,000	5,000	4,000					
区長		5,000	4,500	4,000	3,600	3,300	3,000	2,700	2,400	2,200	2,000
主事、視学 講師	上	5,000	4,500	4,000	3,600	3,300	3,000	2,700	2,400	2,000	1,600
	2,200								1,800	1,400	
技師	上	8,000	7,000	6,000	5,000	4,500	3,600	3,000	2,400	2,000	1,600
	下					4,000	3,300	2,700	2,200	1,800	1,400
月俸	上	200	180	165	150	120	100	80	60	45	35
	下				135	110	90	70	50	40	30

### 3. 東京のみの特例

[1943(昭和 18)年～1947(昭和 22)年]

#### (1) 戦時体制への移行

[1943(昭和 18)年～1945(昭和 20)年]

##### ◆ 時局への対応

太平洋戦争のさなかの 1943(昭和 18)年 3 月 20 日に、市制・町村制・府県制の改正がありました。「根本的刷新と高度の能率化とを図」って、「今後の時局に対処し、戦局を徹底的に勝抜く国家体制の整備」を行うためです。

##### ◆ 帝都としての東京都

同年 6 月 1 日、地方制度の全般の改正とは別に東京だけを対象とする新たな法律「東京都制」が公布されました。「帝都の性格に適応する体制を確立する」ためです。東京都の成立にあわせ、それまでの「東京府、東京市及東京市の区はこれを廃す」としています。(同法附則 第 180 条)

東京都を統括し代表する者は、都長官と呼ばれ官吏の最高位にあたる親任官に位置します。新しく設けられた区は、法人とされ、公選の区会を必置とし、東京市からの区域と名称を引継ぎましたが、区長は官吏(書記官)となりました。一方、市町村には、他の地域と共通の市制と町村制が原則的に適用されています。

東京都制は、勅令により同年 7 月 1 日から施行されました。

↓ 東京府・市庁舎  
(『都政十年史』,597 頁)



当時、府と市は同じ建物内にありました。  
冊子の裏表紙もご覧ください。



(参考文献 7, 241-243 頁)

都長官の人選は、一般世人の注目の的になっていましたが、1943(昭和 18)年 6 月 23 日に昭南特別市(シンガポール)市長の大達<sup>おおだろしげお</sup>茂雄氏に内定しました。

そして、7 月 1 日の午前 9 時 50 分、宮中鳳凰の間において、大達都長官の親任式が執り行われました。また、内務省より都職員の発令があり、内務大臣から、「[...] 帝都一般行政の一元的にして強力なる運営を期すると共にこれ

が根本的刷新と高度の能率化とを図り [...] 帝都をして全国に範たらしむるの成果を挙げべし」との訓令が示達されました。



東京都に移行する直前の1943(昭和18)年3月に行われた調査によると、東京府と東京市の職員数は、右の表のようになっていました。

※学校関係と府会・市会事務局職員は含みません

(参考文献7, 176-179頁)

単位：人

東京府職員		東京市職員	
官吏及待遇官吏			
高等官	262		
判任官	1,470		
吏員		吏員	
年俸者	114	年俸者	1,488
月俸者	1,197	月俸者	8,981
雇傭員その他		雇傭員その他	
雇員	1,453	雇員	12,035
傭員	2,177	傭員	24,670
嘱託	225	嘱託	117
合計	6,898	合計	47,291



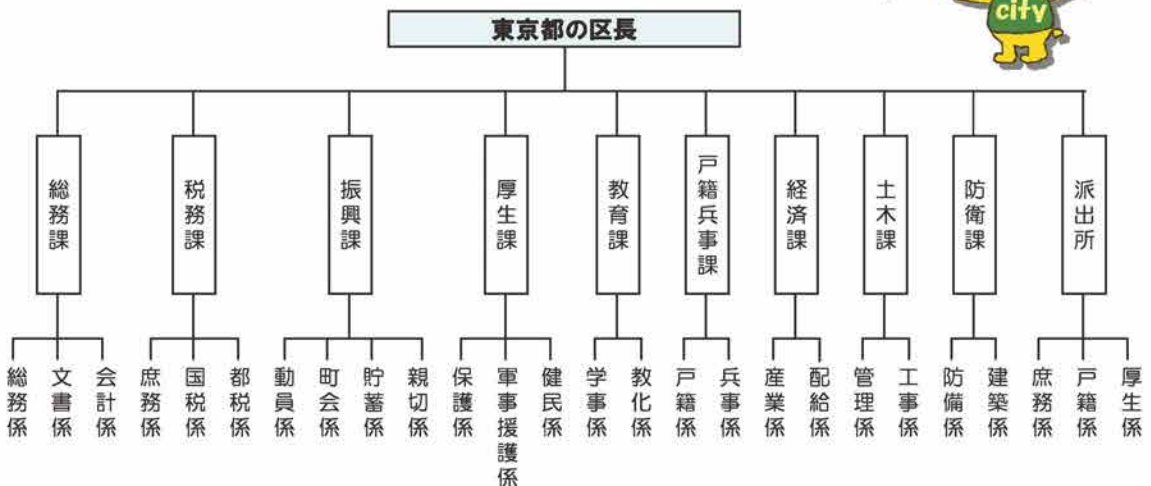
(参考文献5, 5巻,1265頁)

## 「東京都制」施行後の新しい組織

(参考文献7, 275頁)

左の写真は、「東京府庁」から「東京都庁」の看板に架けかえている貴重な写真だよ。

下の図は、東京都制施行後の区の組織図だよ。親切係はどんな仕事をしていたのかな。



## (2) 民主化改革

[1945(昭和 20)年～1947(昭和 22)年]

### ◆ 占領下の改革

1945(昭和 20)年 8 月 15 日に太平洋戦争が終結し、連合軍総司令部(GHQ: General Headquarters)の下に民主化政策が展開されます。

1946(昭和 21)年 9 月 27 日の市制・町村制・府県制・東京都制の地方制度 4 法改正を経て、日本国憲法施行と同じ日の 1947(昭和 22)年 5 月 3 日に、地方制度 4 法に代わり、新たに**地方自治法**が施行されました。

### ◆ 「特別区」の誕生

旧制度の特例だった都制は、地方自治法にも引継がれ「**都の区は、これを特別区という。**」(第 281 条)との規定とともに「**特別区**」が誕生し、そのまま現在まで続いています。特別化への道をたどってきた東京大都市地域は、一般法のなかで特別な位置づけが確定されることになりました。

特別区は、法律の上で、市町村とは異なる特別地方公共団体に属しますが、法案審議の際に以下のような説明が政府からあったように、公選の区長と議会からなる基礎的な地方公共団体として発足しました。

「東京都につきましては、区はこれを特別区とし、原則として市と同一の権能を認めることとし、東京都は基礎的な地方公共団体でなく、道府県と同様に、市区町村を包括する複合的な地方公共団体としたのであります。」

「特別区の制度は、[...]一般的の市と同格の地方公共団体と云うことに致したのであります。即ち都を基礎的な地方公共団体でなく、区市町村の上に立ちます包括的な地方公共団体に致しましたのと相伴ひまして、此の区と云うものは市と同格の地方公共団体に致したのであります。」

(参考文献 14, 2 巻, 65-66 頁, 222 頁)

地方自治法の成立に先立ち、それまでの 35 区の再編成があり、同年 3 月 15 日に新しく 22 区が発足しました。そして、同年 8 月 1 日には板橋区から練馬区が分離して、現在の 23 区の形ができあがりました。

地方自治法と特別区は、  
同じ誕生日だね!





## 普通と特別

地方自治法では、都道府県と市町村が属する普通地方公共団体に対して、特別地方公共団体という区分を設けました。特別地方公共団体には、特別区をはじめ、都道府県の区域外となりその事務まで処理する特別市、地方公共団体の組合や財産区を含めました。

この分類については、立法時点から議論の対象となりました。権能の違いや一層制か二層制か、立法技術的要請などから説明されましたが、疑念は解消されたとはいえ、問題を残したものとなっています。

詳しくは、参考文献 14 の 2 巻に収録されている「貴族院の地方自治法案に関する特別委員会議事経過」や参考文献 9 の 1 巻の 16-19 頁などを参照してください。



戦後の日本に、民主的な近代的な地方自治を定着させようと、米第八軍司令部民事局司法行政部のティルトン氏、ノーラン氏、ポーター氏の三者によって『都市の地方自治計画』〔1949(昭和 24)年〕と題する本が作られました。

当時の地方自治庁連絡行政部長鈴木俊一<sup>すずきしゅんいち</sup>氏、全国市長会会長神戸正雄<sup>かんばんまさお</sup>氏、全国市議会議長会会長藤本慶一<sup>ふじもとけいいち</sup>氏が跋文(書物の終わりに書き添える文章)を寄せています。

市民および市民の権利義務、市長とその職務権限、地方議会の組織・運営・権限、市役所(組織・機能・運営)、地方行政における独立機関としての各種委員会の 5 篇からなり、具体的に、わかりやすく、語りかけるように説かれています。

この本が、「現下の混乱と動揺の中において、ともすれば、その航路を見失おうとする都市自治に対しよるべき正しき指針を与え、市政運航の正確な羅針盤の役割をつとめることとなるであろう」と、鈴木俊一氏は跋文のなかで述べています。



## その三：自治の拡充に向けて

### ～ 地方自治法下の改革 ～

1947(昭和 22)年に制定された地方自治法は、その後、何度も改正されていますが、自治制度の基本的な枠組は変わっていません。東京大都市地域の歴史の中で形成された都と特別区の制度も、特別な形を残存させたまま、現在まで継続しています。

地方自治法とともに誕生した特別区その後の歩みは、自治権拡充を求める運動の歴史となります。基礎的自治体の充実と地位の確保に向けたこの運動は、たゆむことなく受け継がれ、今日に至っています。

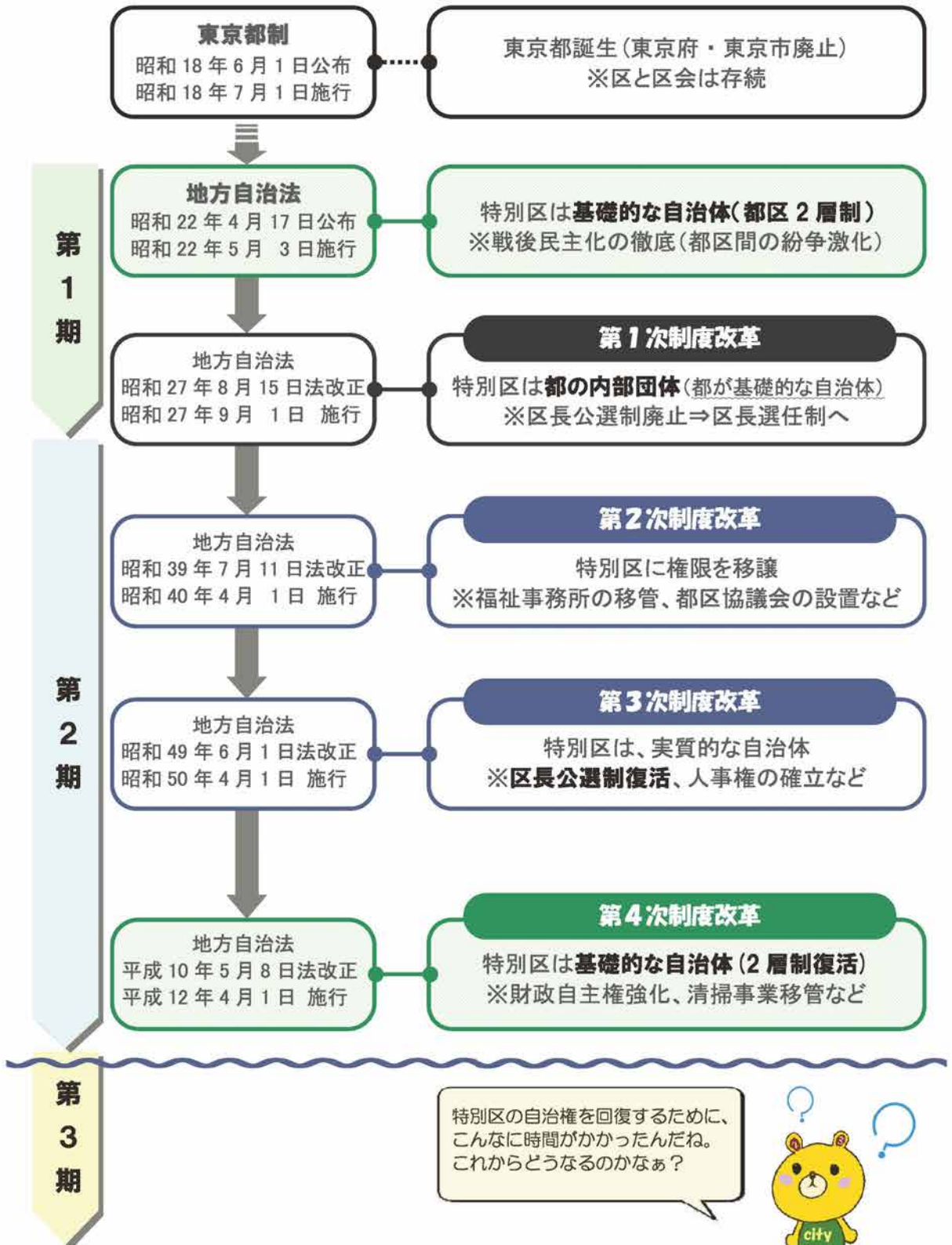
自治権拡充運動の歴史は、二つの時期と四つの制度改革に区分することができます。

第1期は、1947(昭和 22)年から 1952(昭和 27)年まで民主化を進める占領政策のなかで展開されました。基礎的自治体として発足した特別区は、それにふさわしい自治権の確立を目指しましたが、都区間に生じた紛争の激化と、「民主化の推進」から「早期経済復興」への占領政策の転換を背景に、第1次制度改革(昭和 27 年法改正)により、基礎的自治体の位置づけが奪われるという予想外の結果に終わりました。

第2期は、基礎的自治体への復権を求め、1952(昭和 27)年から 2000(平成 12)年までの半世紀にもおよぶ長い運動となりました。この時期は、第2次制度改革(昭和 39 年法改正)を経て、第3次制度改革(昭和 49 年法改正)の区長公選制の復活に至るまでの前半と、そこから第4次制度改革(平成 10 年法改正)で基礎的自治体の法的な地位を取り戻すまでの後半に分けられます。

そして、第4次制度改革を境に、第3期の自治権拡充運動の段階に入りました。

## 自治権拡充運動の変遷



## 1.自治権拡充運動のはじまり [1947(昭和 22)年～1952(昭和 27)年]

### ◆ 区長会と議長会の設立

1947(昭和 22)年 4 月に第 1 回統一地方選挙が実施され、同月 23 日までに 22 区長、また 30 日に新しい 22 区議会の議員が選出されました。

憲法と地方自治法の施行直前の同年 5 月 1 日に特別区長会が設立され、また 7 月中には特別区議会議長会が設立されました。

### ◆ 自治権拡充運動のはじまり

特別区の自治権拡充運動は、1947(昭和 22)年 5 月 16 日に、全区長が人事権・財政権の確立と事務事業の是正を求めて「自治権拡充に関する具申書」を都知事に直接手渡したのがはじまりです。この具申書のポイントは、次のような内容でした。

- ① 区の職員は区の吏員とすること
- ② 課税を市並に移譲し、財政調整交付金制度を併用すること
- ③ 課税徴収等の税務事務を全面的に区長に委任すること
- ④ 住民の日常生活に直結する事務の移譲と委任を行うこと

### ◆ 都区協議から都区間紛争へ

23 区自治権拡充議員大会が 1947(昭和 22)年 12 月 10 日に開催され、大会宣言と決議文が都知事と都議会議長に直接手渡されました。これを受けて、都議会が仲介に入り、1948(昭和 23)年 3 月にやっと都区協議の扉が開きました。

しかし、結果は見るべきものはなく、区側の不満と不信が渦巻く中で 2 年が経過しました。そして 1950(昭和 25)年 2 月、「区は基礎的地方公共団体ではない」との都知事の発言に至って、都区関係は完全にこう着状態になりました。

こうした事態を重く見た政府の仲介もありましたが、都区間紛争は、地方行政調査委員会議(神戸委員会)に持ち込まれました。

都区双方の主張は、次のように真っ向から対立しています。

#### 区の主張

区を都の区域から独立した 23 の首都市とし、23 首都市の区域の府県事務、大都市事務、相互の連絡調整事務は連合体を組織し執行するものとする。

区を行政区とし、都が市の性格を併せもつ。

区長は知事が任命し、住民の公選による会議制の助言勸告機関を置くものとする。

#### 都の主張





## 2. 復権運動の展開

[1952(昭和 27)年～2000(平成 12)年]

第1次制度改革により、都の「内部的部分団体」と位置づけられた特別区は、「基礎的な地方公共団体」への復権をめざして、占領期の改革見直しのために設置された地方制度調査会(地制調)への働きかけを、その後の運動目標に定めました。

### (1) 「市」と同等な自治体へ

#### ◆ 構想の立案

1954(昭和 29)年7月に発足した第2次地制調は、首都および大都市制度を含む6課題について検討を開始しました。この動きを受けて区長会は、同年11月に「首都自治制度の構想(試案)」を立案し、1955(昭和 30)年2月に区長会と議長会は、この構想を特別区の構想として仮決定しました。

1959(昭和 34)年10月、第6次地制調が発足し、中断していた首都制度の検討に入りました。翌11月26日に地制調行政部会から事情聴取の依頼があり、区長会長は、仮決定された構想とほぼ同一内容の「新都制の構想試案」を資料として提出し、意見陳述を行いました。

なお、1961(昭和 36)年5月に区議会区制調査特別委員長会が立案した「首都行政制度の構想」は、区長会長の陳述を基底において作成され、第8次地制調はじめ関係方面に提出されました。

#### ◆ 第2次制度改革 —開かれた復権への扉—

区長会長の意見陳述と新都制の構想試案は、1962(昭和 37)年10月の第8次地制調答申に引き継がれ、特別区の性格・区長公選制・人事権を除けば、特別区の多年の願いが全面的に盛り込まれました。

この答申による地方自治法の改正案は、同年12月から翌年5月にかけて、第6次案まで調整が繰り返されて国会に提出されますが、二度の衆議院解散による二度の審議未了廃案の後、1964(昭和 39)年7月によりやく実現しました。

なお、この改正地方自治法で、区の事務となった清掃事業(収集・運搬)の施行は、「別に法律で定める日」とする議員修正により、事実上の凍結状態になりました。また、答申されなかった区長公選制の復活等の課題は、第14次・第15次の地制調に引き継がれることになりました。

#### 【第2次制度改革の主な改正点】

- ① 福祉事務所の事務など事務権限の大幅移譲(概括例示・制限列举で21項目)
- ② 地方税法による課税権の法定化(調整条例により都が調整)
- ③ 都区協議会の法定化(事務・財政の調整に関する条例案の事前意見聴取)

### ◆ 第3次制度改革—大きな前進—

第14次地制調は、1970(昭和45)年11月に特別区の権能の充実強化を答申しましたが、区長公選制については「今回提案する事務の再配分その他の制度改正ならびにこれらに対する都および特別区側の対応の状況をみたらうで考慮すべき問題である」としていました。

一方、区長選任制の行き詰まりから多くの区で長期の区長不在が生じ、区長候補者を区民が選ぶ「区長準公選条例」の制定を求める直接請求運動が、各区で高まりを見せていました。

そして、1972(昭和47)年8月9日に品川区議会の「区長準公選条例の議決は適法」とする都知事の裁定が行われ、同年11月12日の住民投票実施が迫るなかで、同年9月14日に諮問を受けた第15次地制調は、翌10月26日、区長公選制の復活を答申しました。

第15次地制調答申を受けて行われた1974(昭和49)年の地方自治法改正は、多くの区民や都区政関係者の歓喜と達成感のなかで迎えられましたが、法律上は、依然として都が基礎的自治体であるとする考え方に変更はなく、区長公選制も立法政策の問題で「一つの試みに過ぎない」とされました。

#### 【第3次制度改革の主な改正点】

- ① 区長公選制の復活(「一つの試み」)
- ② 人事権の確立(都配属職員制度の廃止)
- ③ 事務配分原則の転換(都の特例規定がない限り市と同等)
- ④ 保健所設置市の事務などの事務移譲



↑ 特別区自治権拡充大会  
完全自治区の実現を(千代田公会堂)  
1968(昭和43)年2月16日  
23区の区議会議長会が主催し、1,000名の区議が参加しました。



1953(昭和28)年から1974(昭和49)年の間に、延べ124回の区長選任が行われています。その間、東京都知事が区議会の推薦した区長候補を拒否した例は一度もありませんが、改選回数を重ねるにしたがって、候補者決定に至るまでの期間が長期化するようになりました。

その原因について、いわゆる長谷部委員会(美濃部亮吉都知事の私的諮問機関)は、1970(昭和45)年5月の第4次助言のなかで、区議会の「多数派の意向がまとまらなく」なったこと、「とくに最近は、区議会における多党化の傾向が、区長の選任をいっそう困難に」していることをあげています。

## (2) 法的な位置づけの確立

### ◆ 都区が求めた改革 -61 都区合意-

特別区長会が 1974(昭和 49)年 4 月に設置した「特別区政調査会」は、名実ともに都から独立した基礎的自治体となるべく、1981(昭和 56)年 8 月に『「特例」市の構想』を答申しました。

これを受けた都は「都制度調査会」を設置し、1984(昭和 59)年 6 月に巨大都市東京には「巨大な一つの基礎的な自治体よりも、地域社会を単位とした複数の基礎的な自治体」が必要だとする報告を受けました。東京大都市地域に明快な二層の自治を求める二つの提言をもとに、1986(昭和 61)年 2 月の都区協議会は、「都区制度改革の基本的方向」(61 都区合意)をまとめ、地方自治法改正にむけて都区共同で運動を開始することになりました。

#### 61 都区合意の要点(改革の必要性)

- ① 都と特別区の役割分担や住民に対する行政責任が不明確なこと
- ② 特別区の自主性が阻害され、地域特性に応じたきめ細やかな行政を積極的に展開できないこと
- ③ 住民に身近な自治体が第一義的に対応すべき行政課題についてまで、都が直接住民に対して責任を負うという面が残されており、都は、府県行政あるいは広域的立場からの大都市行政に徹しきれないこと

### ◆ 改革の条件

1990(平成 2)年 9 月、第 22 次地制調は、清掃事業(収集・運搬)の区移管を条件に「特別区は、都の特別区の存する区域における基礎的な地方公共団体である」との答申を行い、清掃事業の区移管にあたっては「関係者間における速やかな意見の一致が望まれる」としました。また、自治省は「関係者間の意見の一致」を地方自治法改正の条件としました。

このため、清掃事業の移管条件と運営形態をめぐる紆余曲折など、地方自治法の改正実現は、答申から法案提出まで 8 年の歳月を要することになりました。

このような長い道のりがあった、1998(平成 10)年 5 月に地方自治法改正が行われ、2000(平成 12)年 4 月 1 日に施行されました。



↑ 特別区制度改革実現決起大会の様子  
1995(平成 7)年 2 月 23 日、九段会館にて

## ◆ 第4次制度改革 —復権運動の集大成—

2000(平成12)年4月1日の改正地方自治法の施行により、特別区は「基礎的な地方公共団体」と明文で規定され、戦後持ち得た位置づけを、再び取り戻すことができました。このことは、1952(昭和27)年以来、「特別区の悲願」となっていた戦後民主改革直後の都区制度への復帰であると同時に、約半世紀にわたる復権運動の到達点でもありました。

### 【第4次制度改革の主な改正点】

- ① 「基礎的な地方公共団体」の位置づけ(条文で明確化)
- ② 自主性・自立性の強化(内部団体的な特例の廃止)
- ③ 事務の移譲(清掃事業、教育委員会の事務、保健所設置市の都留保事務など)

## 3. 大都市自治の新たな時代へ [2000(平成12)年～]

2000(平成12)年以降、特別区の自治権拡充運動は新たな段階である第3期に入りました。

この間にも、自治制度をめぐる状況は大きく動きつつあり、これまでの枠組みそのもの見直しや検討がすすめられています。

大都市自治の発展と確立に向け、時代は動き出しています。



**Q：日本の首都は「東京」って言うけど、そういう名前の都市はあるの？**

**A：**東京という名前の都市(a city)は存在しません。

一般に、首都とは、「その国の中央政府のある都市」(広辞苑・大辞林)をいいます。諸外国では、憲法や法律などで決めているところもありますが、現在、日本では首都についての法制はありません。したがって、首都東京とは具体的にどこのことか決まりがないのが実情です。

外務省のHP(世界の国々)では、「通常首都と言われているところを示し、必ずしも法律上のものではありません」との脚注を入れて、日本の首都は「東京」と表記されています。

また、総務省発行の「世界の統計」(アジアの主要都市人口)では、「東京都」を首都として他の都市と同列にあつかい、特別区部の人口が掲載されています。

こうしたことは、かつて都が、「特別区の存する区域を基礎として成立する基礎的な地方公共団体」(23頁)であったり、1943(昭和18)年までは、大東京市の市域であった(14-15頁)という、人びとの記憶が原因なのかもしれません。



# その四：いま、そしてこれから

## 1. 特別区のいま

現在、「特別区」は「市」と同じ、というのが基本ですが、特別区がたどってきた「特別」な歴史のために、いまなお「特別」なところがあります。

### 【自治体の分類イメージ】

	基礎	広域
普通	市町村 大都市 政令指定都市 <sup>※1</sup> 中核市	府県 道 都
特別	(特別市) <sup>※2</sup> 特別区	

※1 指定都市、政令市ともいう ※2 1956(昭和31)年に廃止

- 地方自治法では、自治体の分類について2つの分類があります。一つは「基礎」と「広域」で、もう一つは「普通」と「特別」に分けるものです。
- 特別区は、市町村と同じ「基礎的な地方公共団体」ですが、「特別地方公共団体」に位置づけられています。

### 【市と比べて特別区が特別なところ】

法制度の面で	相互連携の面で	考え方の面で
都が行っている市の事務 (水道・下水道・消防・都市計画) 都区財政調整 地方交付税(都区合算) 都区協議会 廃置分合の制約	共通基準(人事制度) 共済組合 互助組合 連合人事委員会 連合教育委員会 基準国保料率方式	いわゆる「一体性」 いわゆる「首都性」

## 【 特別区とその他の区との比較 】

近年、市町村合併などにより、特別区の他に「〇〇区」と呼ばれる区域名を見聞きすることが多くなりました。しかし、基礎的な地方公共団体としての「区」は、東京の23区以外にはありません。

	長		公選の 議 会	法人格	住居 表示 ※1	備 考
	名称	公選				
特別区 (東京23区)	区 長	○	○	○	○	特別地方公共団体 基礎的な地方公共団体 根拠：地方自治法
財産区	管理者	×	×	○	×	特別地方公共団体 市区町村の廃置分合・境界変更で 財産処分の協議により置く 根拠：地方自治法
行政区	区 長	×	×	×	○	政令指定都市が条例で置く 根拠：地方自治法
総合区	総合区長	×	×	×	○	政令指定都市が条例で置くことができる 根拠：地方自治法 総合区長は特別職であり、議会の同意を得て選任される
地域自治区 (一般制度)	事務所長	×	×	×	×	市区町村は条例で置くことができる 地域協議会を置く 根拠：地方自治法
地域自治区 (特例制度)	事務所長 (区長も可)	×	×	×	○ ※2	合併関係市区町村は協議で置くことができる 設置期間は協議で定める(上限なし) 根拠：市町村の合併の特例に関する法律
合併特例区	区 長	×	×	○	○ ※2	特別地方公共団体 合併関係市区町村は協議で規約を定めて置くことができる 設置期間は5年以下 合併特例区協議会を置く 根拠：市町村の合併の特例に関する法律

※1 住所に区名をつける

※2 設置期限後、一般制度の地域自治区に移行する場合は、住所に区の名称をそのまま使用することができる

## 2. 運動を支える構想

特別区の自治権拡充運動を支えてきた「構想」は4つあります。



## 3. 東京大都市地域のゆくえ

これまで、明治を起点に、東京大都市地域の自治の足跡をたどってきました。そして、その道すじの途上に現在のすがたを見たところ です。

これからさらに歩みをすすめていく道の先には、どのような自治のかたちがあるのでしょうか。





## 運動を支える4つの構想

### 1 『「二十三首都市」の方式』

※参考文献2と3に収録されています。

1. 23 特別区は、現行どおり存置し、その名称「特別区」を「首都市(仮称)」と改める
2. 23 首都市の機能は、現行地方自治法どおりとし、その範囲内における実質的行財政権を確立せしめる
3. 23 首都市の区域は、都の区域外とする
4. 23 首都市はその連合体(一部事務組合)を組織し、以下の事務は、その連合体が執行する
  - ① 23 首都市の区域における警察・消防・交通・水道その他大都市的事務
  - ② 23 首都市の連絡調整に関する事務
  - ③ 23 首都市の区域における府県の事務

### 2 『首都行政制度の構想』

※この構想にいう「特別市」は、1956(昭和31)年に廃止された地方自治法第265条の「特別市」とはまったく異なるものです。

1. 基本理念と諸原則
  - ① 能率主義の行過ぎを排除すること
  - ② 機能を異にする二種の地方公共団体を置くこと
  - ③ 都と特別市及び特別市相互間の調整と協力が必要であること
  - ④ 特に官治的行政制度を必要としないこと
2. 都の制度(あるべき)の概要
  - ① 区域 ② 性格 ③ 議決機関 ④ 執行機関 ⑤ 事務 ⑥ 財源
3. 特別市(特別区を改め)の概要
  - ① 区域 ② 性格 ③ 議決機関 ④ 執行機関 ⑤ 事務 ⑥ 財源
4. 都と特別市及び特別市相互間の調整
  - ① 調整の機関 ② 事務の調整 ③ 財源の調整

この構想は、  
参考文献2で  
復刻しているよ

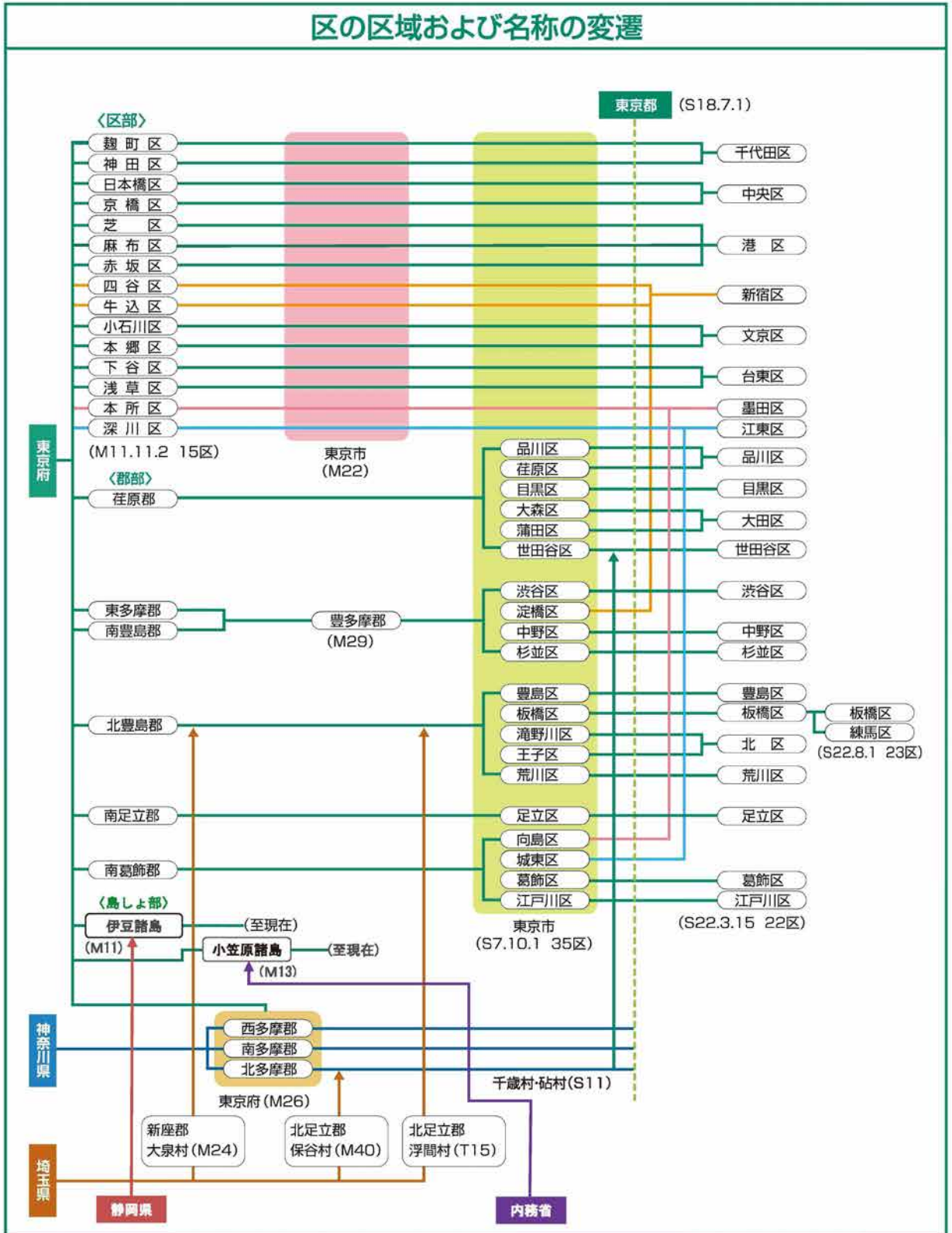


### 3 『「特例」市の構想』

1. 「特例」市構想の基本
  - ① 「特例」市の意義 -特別区を普通公共団体に改める理由-
  - ② 巨大都市東京の自治と「特例」市 -市に特例を設ける理由-
2. 「特例」市の事務権能
  - ① 基本原則 ② 「特例」市の事務の範囲 ③ 東京都の事務の特例
3. 「特例」市の財政制度
  - ① 基本的なあり方 ② 「特例」市の税 ③ 「特例」市相互間の財政調整 ④ 「特例」市と地方交付税

### 4 『「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想』

1. 改革の基本的な考え方
  - (1) 集権体制としての「都の区」の制度廃止
    - ① 払拭されない「大東京市の残像」 ② 東京大都市地域の基礎自治体 ③ 「都の区」の制度廃止
  - (2) 「行政の一体性」からの脱却
  - (3) 基礎自治体間の新たなシステム
2. 「基礎自治体連合」の構想
  - (1) 「都の区」の制度廃止後の基礎自治体の姿
  - (2) 「東京〇〇市」の「対等・協力」関係 -「基礎自治体連合」-
  - (3) 「基礎自治体連合」による具体的な自治モデル
    - ① 東京大都市地域における「基礎自治体連合」の姿 ② 財政制度における「対等・協力」関係
  - (4) 東京大都市地域以外への適用可能性



## 【参考文献】

参考文献に掲載した資料は、すべて特別区自治情報・交流センターで所蔵しています。貴重資料(貸出不可)もありますので、特別区協議会事業部調査研究課にご相談ください。

特別区		
1	「特別区制度の沿革」『特別区職員ハンドブック 2023』 特別区職員研修所編,2023(令和5)年	この冊子で概観した内容をさらに詳しく扱っています。特別区を知る手がかりとなります。
2	『東京 23 区自治権拡充運動と「首都行政制度の構想」』 大森彌監修,特別区協議会編,日本評論社,2010(平成 22)年	特別区の自治権拡充運動に関する最新の成果です。資料や年表も充実しています。特別区について考え、理解を深めるのに役立ちます。
3	『特別区政の変遷 総括篇 その一～その十、 総括篇資料 その一～その四,行政篇 その一～その十、 連合組織篇』 特別区協議会,1966(昭和 41)年～1976(昭和 51)年	特別区の自治権拡充運動を知るための基本となる資料です。
東京		
4	『東京市史稿 市街篇 第五～』 東京都,1961(昭和 36)年～	東京府や東京市に関して、原資料からたどり、検証する際に必要になります。
5	『東京百年史 第一巻～第六巻』 東京都,1972(昭和 47)年～1973(昭和 48)年	包括的な東京の通史ですが、東京の自治制度に関する記述も含まれています。
6	『東京都制の研究』 赤木須留喜著,未来社,1977(昭和 52)年	大正末期から昭和前期の東京市政と東京都制の成立を論じたもので、いまや古典ともいえる研究に不可欠な書籍です。
7	『東京都制実施に関する記録』 東京都長官官房文書課,1943(昭和 18)年	「秘」の朱筆があるうえに、通し番号が付されています。都制の沿革,法令の制定,実施準備,職員と事務の引継,附録などの内容からなり、東京都制の成立を知るための貴重な資料です。
地方自治制度		
8	『逐条地方自治法』 学陽書房,1953(昭和 28)年～	1953(昭和 28)年から版を重ね、通称「長野逐条」「松本逐条」として知られています。法の解釈や運用にあたり、関係者間でよく使われている実務書です。
9	『逐条研究地方自治法 I～V』 敬文堂,2000(平成 12)年～2005(平成 17)年	逐条解説にとどまらず、明治以来の法令の変遷やそれを踏まえた解釈、学説などにおよび、資料集でもあり研究でもあるという性格をもちます。
10	『逐条市制町村制提議』 入江俊郎・古井喜實著,良書普及会,1937(昭和 12)年	内閣法制局,行政裁判所,内務省地方局に当時在職していた二人による逐条解説で、戦前の権威ある実務書です。
11	『明治地方制度成立史』 亀卦川浩著,柏書房,1967(昭和 42)年	同著者の『地方制度小史』勁草書房[1962(昭和 37)年]と『明治地方自治制度の成立過程』東京市政調査会[1955(昭和 30)年]とともに自治制度史の基本書です。
法令		
12	『法令全書 第一巻～第十七巻ノ二』 内閣官報局,1887(明治 20)年～1891(明治 24)年	官報発行[1883(明治 16)年]以前の法令や昔の法令を調べる際に重宝します。
13	『近代日本地方自治立法資料集成 1～5』 弘文堂,1991(平成 3)年～1998(平成 10)年	明治期から昭和戦前期までの主要な法令と立法資料を収録し、各巻に解説を付しています。
14	『改正地方制度資料 第一部～第二十部』 内務省・地方自治庁・自治省,1947(昭和 22)年～1978(昭和 53)年	地方自治法の制定から、改正ごとに議事録や政府答弁関係資料を収録したもので、政府提案理由を知ることができます。
15	『区制関係沿革法令集』 特別区協議会,1996(平成 8)年[改訂版,2000(平成 12)年]	明治から現在までの都区制度に関する法令を選んで収録してあり便利です。



## 東京 23 区のおいたち —東京大都市地域の自治史—

### 【発行日】

2011(平成 23)年 3 月 第 1 版

2023(令和 5)年 12 月 第 9 版

### 【編集発行】

公益財団法人特別区協議会 事業部調査研究課  
基本テキストプロジェクトチーム (初版)

中原 正淳 中嶋 茂雄 河本 京子 川口優香子  
〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 4 階

TEL:03-5210-9783/FAX:03-5210-9873

<https://www.tokyo-23city.or.jp/>



IB3000